

イベント主催者・参加者を守る

タカサーキットがご案内する総合保障プラン

賠償責任保険 + T L C 共済

総合保障プランの補償内容

- 1) 主催者が参加者や第三者(観客等)に負う賠償責任に対する賠償責任を補償。
- 2) イベント参加中の傷害事故に対しての見舞給付金。
- 3) 主催者は加入申込書に記入するだけです。面倒な手続きはサーキットが行います。

賠償責任保険

1) 保険金をお支払いする事由

イベント行事遂行に起因して参加者等の第三者がケガをし、行事責任者が法律上の賠償責任を負担しなければならない場合
 被害者に支払うべき「法律上の損害賠償金
 被害者に対する応急手当、緊急処置などの費用
 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬...など

2) お支払いする保険金

お支払い限度額	
身体賠償	被害者1名当たり
	1事故当たり
財物賠償	1事故当たり
自己負担額(免責金額)	
身体賠償・財物賠償の各々につき	10,000円

3) 保険金をお支払いできない場合

行事責任者に法律上の賠償責任がない事故
 行事参加者の故意による事故
 地震、噴火、洪水、津波などの天災による事故
 戦争、変乱、暴動などによって生じた事故...など

- 1) 施設・設備等の使用および管理上の事故、もしくは業務遂行上の事故によって負担させられる法律上の賠償責任には、次のようなものが考えられます。
 不法行為責任(民法第709条:故意または過失により第三者の権利を侵害した場合。)
 工作物責任(民法第717条:工作物の設置または保存の欠陥により他人に損害を生じさせた場合。)
 使用者責任(民法第715条:ある事業のために他人を使用する者(使用者)が、被用者が事業遂行について第三者に損害を与えた場合。)

タカサーキットライセンス倶楽部共済(T L C 共済)

上記の保険では、行事責任者に賠償責任がない場合には、保険金が支払われません。(参加者および関係者等がサーキット施設および備品等を損傷した場合の復旧費用に関しても保障対象外となっております。)
 そこで、イベント参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってケガをした場合に補填をする目的で、「タカサーキットライセンス倶楽部」の共済に同時に加入することになります。

1) 共済給付金をお支払いする事由

タカサーキットの場内での走行行為(走行に関わる車両整備等のピット活動および同乗行為も含む。)、オフィシャル活動と報道行為、ならびに場内における観衆等が、走行行為により被った共済加入者本人のケガ。

2) お支払いする共済給付金

身体給付	・死亡給付金	500万円
	・後遺障害給付金	30~500万円(最高額)
	・入院給付金日額	2,000円(180日以内)
	・通院給付金日額	1,000円(90日以内)
物損給付	・1事故につき	50,000円を超える補修費用が発生した場合、50,000円を超える額の2分の1。(免責額:50,000円)

3) 給付金をお支払いできない場合

契約者(主催者)、参加者または共済給付金を受け取るべき者の故意による事故
 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
 地震・噴火・津波、戦争・その他の変乱(テロ行為を除く)による事故
 疾病・脳疾患・心神喪失による事故...など

保険料(含む共済掛金)と加入手続き

1) 1日1名あたりの保険料 1,100円

2) 加入手続き

加入申込書(受付簿)に、イベント名称、加入申込者(主催者)、代表者の氏名・住所、参加者名簿、保険料をご記入の上(別紙様式による「タイム計測リスト」を作成すると、自動的に転記されます。)、保険料を添えてイベント開催当日の3日前までにサーキットに提出(メール、郵送もしくはFAXでも可)してください。
 申し込み最小人数は10名となっています。保険料の立替払いも可能です。
 なお、当日までに参加者(加入者)の変更は可能ですが、参加者(加入者)の追加変更がある場合、受付できない場合もありますのでご注意ください。
 また、申し込み後に参加人数の変更・減少、取り消し、もしくは解約等される場合、支払済みの保険料は返却できませんのでご了承下さい。

事故がおきたら...

- 1) 傷害事故にあわれたら事故の日から14日以内にサーキットまでご連絡ください。
- 2) 賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合の事故処理は、サーキットに相談してください。
 あらかじめ当社(サーキットおよび引受保険会社)の承諾を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合は、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

注意事項

上記の保険契約、および共済加入に関しては、悪天候他の事由によりイベントが順延となった場合は、契約当初の開催日から1ヶ月以内(1ヵ月後の契約応当日まで)であれば、保険期間を順延日に変更しますので申し出てください。
 責任賠償保険と共済加入は、加入申し込み(受付)は一括で受け賜われますが、引受保険会社との契約は別契約となります。
 上記保険はクーリングオフ制度(契約申し込みの撤回)の対象ではありません。
 本プランは、2007年8月1日より適用開始となります。
 2008年1月1日より一部改定
 上記保険の約款等の内容については、別紙資料をご参照下さい。

賠償責任保険普通保険約款（抜粋）

（当会社の填補責任）

第1条 当会社は、この約款に従い、被保険者が特約条項記載の事故（以下「事故」といいます。）により、他人の生命もしくは身体を害し（以下「身体の障害」といいます。）またはその財物を滅失、棄損もしくは汚損（以下「損壊」といいます。）した場合において、法律上の損害責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）を填補します。（損害の範囲および責任限度）

第2条 当会社が、填補する損害の範囲は、次のとおりとします。

- 1）被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
- 2）被保険者が第16条（事故の発生）第1項第2号の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用
- 3）被保険者が第16条（事故の発生）第1項第3項の手段を講ずるために支出した必要または有益であった費用
- 4）被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
- 5）被保険者が第17条（当会社による解決）第1項の協力のため支出した費用

2 ...

3 1回の事故について、当会社が填補すべき金額は、第1項第1号の金額が、保険証券に記載された免責金額（以下「免責金額」といいます。）を超過する額とし、保険証券に記載された保険金額（以下「保険金額」といいます。）をもって限度とします。

4 ...

（費用の負担）

第3条 ...

（免責）

第4条 当会社は、直接であると間接であると問わず、被保険者が次に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害を填補しません。

- 1）被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- 2）戦争...
- 3）地震...
- 4）被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- 5）被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 6）被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 7）排気...
- 8）被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

（責任の始期および終期）

第5条 ...

（調査）

第6条 ...

（告知義務）

第7条 ...

（通知義務）

第8条 ...

（保険契約の解除）

第9条 ...

（保険料の追徴または返還 - 告知・通知事項の承認の場合）

第10条 ...

（保険料の清算）

第11条 ...

（保険契約の無効）

第12条 ...

（保険料の返還 - 契約の無効・失効の場合）

第13条 ...

（保険料の返還 - 契約解除の場合）

第14条 ...

（失効・解除の特例）

第15条 ...

（事故の発生）

第16条 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

- 1）事故の発生日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がいるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面で当会社に通知すること。
- 2）他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
- 3）損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
- 4）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送は、損害賠償責任の承認とはみなしません。

（当会社による解決）

第17条 被保険者が、被害者から損害賠償の請求を受けた場合において、当会社が必要と認めるときは、被保険者に代わり自己の費用でその解決に当たることができます。この場合において、被保険者は当会社の求めに応じその遂行について当会社に協力しなければなりません。

2 被保険者が正当な理由がなく前項の協力に応じないときは、当会社は、損害を填補しません。

（保険金請求の手続）

第18条 ...

（保険金の支払）

第19条 ...

（保険金の分担）

第20条 ...

（評価人および裁定人）

第21条 ...

（代位）

第22条 ...

（準拠法）

第23条 ...

タカスサーキットライセンス倶楽部共済規定（抜粋）

タカスサーキットライセンス倶楽部（以下「TLC」という。）は、所属する全会員の相互扶助、福利厚生のためにTLC共済会（以下「本共済」という。）を設け、本規定をもって運用する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 本共済の目的は次の通りとする。

1. タカスサーキットにおいて共済加入者の身体に被った障害に対する救済。
2. タカスサーキットにおいて共済加入者の物損事故（対施設）に対する救済。
3. TLCの自主性の維持。

（事務所の住所）

第2条 本共済の事務所は、福井県福井市西二ツ屋町2-1-35の、タカスサーキット内TLC事務局に置く。

（対象者）

第3条 本共済に加入できる者は次の通りとする。

1. TLCに所属する会員。
2. 本共済に団体加入した催事主催者の管理下で参加する者（加入名簿記載者に限る）。
3. TLC役員会において許可された者。

（運用と適用）

第4条 本制度の運用と本規定の適用については次に従う。

1. 本制度の運用は、TLC役員会（以下、「役員会」という。）が行う。
2. 本制度による給付は、申請に基づき役員会が行う。
3. 本制度の管理運営は、役員会が行う。

（適用資格の有効期間）

第5条 有効期間は、拠出金が納入された時より当該年度の3月31日までとする。ただし、対象者2.3.に該当するものは当日のみとする。

第2章 財 務

（財源）

第6条 本制度の財源は、第3条の第1.2項の対象者による共済拠出金（以下「拠出金」という。）・補助金・寄付金およびその他の収入とする。

（拠出金）

第7条 拠出金の額及びこれに関するその他の事項は、別に定めるTLC共済運営要項（以下「運営要項」という。）に定める。

（拠出金の徴収）

第8条 拠出金の徴収は次によって行う。

1. TLC会員からの徴収は、TLCが行うことを原則とする。
ただし、やむを得ない場合は、役員会の了解の元にこれをしかるべき機関に委託することができる。
2. 前項の委託方法は運営要項によって定めるものとし、その場合委託機関に手数料を支払うものとする。

（拠出金の運用）

第9条 拠出金の運用は次によって行う。

1. 人身・物損事故（対施設）に対する給付。
2. 拠出金の徴収を委託した場合の手数料。
3. 事務管理をTLCにて行うための管理費。
4. …

第3章 給 付

（人身事故への給付）

第10条 第1条の第1項に関する給付の最高限度額。なお、別に定めるTLC共済給付細則（以下「給付細則」という。）に従う。

（物損事故への給付）

第11条 第1条の第2項に関する給付。

（TLCの自主性に関わる給付）

第12条 第1条の第3項に関するもので第4条の第1項に従う。

（給付の対象）

第13条 共済の給付を受ける者は次の通りとする。

1. 第10条による場合は次の通りとする。
 - 1) 死亡の場合：あらかじめ本人が定めた受取人または法定相続人。
 - 2) 死亡以外の場合：本人
2. 第11条による場合：エフネット株式会社
3. 第12条による場合：TLC

（給付請求の方法）

第14条 第10条の給付を受けようとする者は、事故発生後14日以内に事故の内容を報告し、かつ、3ヶ月以内に給付の請求を行わなければならない。

給付請求に関するその他の事項は給付細則に定める。

第4章 改 定

（規定の改定）

第15条 本規定の改定は、役員会において出席者の三分の二以上の賛成を要し、TLC規定第4条第3項に上申することができる。

第5章 施 行

（規定の施行）

第16条 本規定の公布は、平成17年2月1日をもって行い、平成17年3月1日より取り扱いに関する一部を実施し、平成17年4月1日をもって施行する。

2005年 2月 1日 制定

2005年 3月 1日 適用

2005年 4月 1日 実施

2005年 11月 1日 一部改定

2007年 10月 15日 一部改定

2008年 1月 1日 一部改定

TLC共済 運営要項（抜粋）

タカスサーキットライセンス倶楽部共済規定（以下「TLC共済規定」という。）に基づき、以下の要項を定め運営する。

（拠出金の金額）

第1条 TLC共済規定第7条に定める拠出金を以下の通りとする。

1. ~ 2. …
3. （削除）
4. …
5. 団体加入の場合は全額とする。

（適用資格の有効期間）

第2条 規定第5条に関する要項。

1. ~ 2. …

（運営要項の改定）

第3条 本要項の改定は、TLC役員会の三分の二以上の賛成を必要とする。

（補則）

第4条 TLC共済原資の保全と健全な運用、ならびに管理の明確化を目的として、下記の規定を定める。

1. 拠出プール金（責任準備金）の保全と運用
~
…
2. 拠出金の管理
~
…
3. プール金保全に関する印鑑、証書類の管理
~
…
4. 会計処理
~
…

2005年 2月 1日 制定

2005年 3月 1日 適用

2005年 4月 1日 実施

2005年 11月 1日 一部改定

2007年 10月 15日 一部改定

2008年 1月 1日 一部改定

T L C 共済 給付細則

タカスサーキットライセンス倶楽部共済規定（以下「T L C 共済規定」という。）に基づき、以下の細則を定め給付を行う。

（人身事故への給付）

第1条 規定第10条に定める身体に被った障害への給付は、次の通りとする。

1. 同一人に対し、同一年度内の給付最高限度額は500万円とする。
2. 給付の区分は、500万円を100%として別表1・2の給付区分表に定める。
3. 対象はタカスサーキットの場内での走行行為（走行に関わる車両整備等のピット活動および同乗行為も含む。）、オフィシャル活動と報道行為、ならびに場内における観衆等（共済加入者に限る）が走行行為により被った共済加入者本人の障害のみとする。

（物損事故への給付）

第2条 規定第11条に定める物損事故への給付は、次の通りとする。

1. 給付申請に対する免責額は50,000円とする。
2. 補修費用が50,000円を超える部分の2分の1を給付対象とする。ただし、同一人に対し同一年度内の適用は一度限りとし、それ以後の事例に対しては全額自己負担とする。
3. 対象施設はタカスサーキットの設備・備品のみとする。

（T L C の自主性に関わる給付）

第3条 規定第12条に定めるT L C の自主性に関わる給付は、次の通りとする。

1. 給付はT L C 役員会（以下「役員会」という。）によりその額を決定する。

（給付請求の方法）

第4条 給付の請求は、申請書類として次のものを用意し、本人よりT L C 事務局に提出（死亡等により本人が提出できない場合は、その相続人。）して行う。

ただし、第3条に関わる請求の場合はこの限りでない。

なお、当該事故記録がない場合は受付できない場合があるので、事故発生時には必ず事務局に事故の記録を残さなければならない。

1. 申請書 : 次の事項を記載のこと。
対象者氏名・生年月日・住所・電話番号・T L C 会員 ・入会年月日・申請理由・事故発生日・事故発生状況・申請者署名・申請者印
2. 添付書類 : T L C 会員証（写し可）・医師の診断書（第1条に関わる請求の場合のみ）
3. その他 : 審査の段階で必要とされたもの。

（給付金区分）

第5条 給付金の区分は、次の通りとする。

1. 別表1に定められ、その都度役員会で審議され決議される。
2. 50%未満の給付区分は別表2に定められ、その都度役員会により額を決定する。
3. 給付区分に定められている項目に複数該当する場合には、最上位を適用する。
4. 別表1および2に定めのない障害については、本共済は給付しないものとする。
5. 第2条の給付額は実費（補修見積額）とする。

（改定）

第6条 本細則の改定は、役員会の三分の二以上の賛成を必要とする。

2005年 2月 1日 制定
2005年 3月 1日 適用
2005年 4月 1日 実施
2008年 1月 1日 一部改定

別表1 給付区分表

区分	身体状態の程度		給付金	
1		死亡（該当する事故を原因として、90日以内に死亡した場合）	100%	
2	1	眼の障害 両眼が失明したもの	100%まで	
	2	咀嚼・言語の障害 咀嚼および言語の機能を全く廃したもの		
	3	神経系の障害 神経系統の機能、または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの		
	4	臓器の障害 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの		
	5	腕・脚の障害		1) 両上肢を肘関節以上で失ったもの
				2) 両上肢の用を全廃したもの 3) 両下肢を膝関節以上で失ったもの 4) 両下肢の用を全廃したもの
6	その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないもの			
3	1	眼の障害 1) 1眼が失明し、他眼が0.02以下になったもの 2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	80%	
	2	神経系の障害 神経系統の機能、または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの		
	3	臓器の障害 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの		
	4	腕・脚の障害 1) 両上肢を肘関節以上で失ったもの 2) 両下肢を足関節以上で失ったもの		
4	1	眼の障害 1眼が失明し、他眼が0.06以下になったもの	70%	
	2	咀嚼・言語の障害 咀嚼または言語の機能を廃したもの		
	3	神経系の障害 神経系統の機能、または精神に著しい障害を残し、終身労務に服する事ができないもの		
	4	臓器の障害 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服する事ができないもの		
	5	腕・脚の障害 両手の手指を全部失ったもの		
5	1	眼の障害 両眼の視力が0.06以下になったもの	60%	
	2	耳の障害 両耳の聴力を全く失ったもの		
	3	咀嚼・言語の障害 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの		
	4	腕・脚の障害 1) 1上肢を肘関節以上で失ったもの 2) 1下肢を膝関節以上で失ったもの 3) 両手の手指の全部の用を廃したもの 4) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの		
6	1	眼の障害 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	50%	
	2	神経系の障害 神経系統の機能、または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服する事ができないもの		
	3	臓器の障害 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服する事ができないもの		
	4	腕・脚の障害		1) 1上肢を肘関節以上で失ったもの 2) 1下肢を足関節以上で失ったもの
				3) 1上肢の用を全廃したもの 4) 1下肢の用を全廃したもの 5) 両足の足指を全部失ったもの

視力は矯正視力をいう。（裸眼ではない） 身体状態（障害）の認定は、役員会が指定した医師による
身体状態は労働基準法施工規則別表第2（第40条関係）身体障害等級より

別表2 給付区分表

区分	後遺障害の程度	給付見舞金
1	1 両眼の視力が0.1以下になったもの	170万円
	2 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの	
	3 両耳の聴力が、耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	5 脊柱に著しい奇形または運動障害を残すもの	
	6 1上肢の三大関節中の2関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の三大関節中の2関節の用を廃したもの	
	8 1手の5の手指、または母指、および示指を含み4の手指を失ったもの	
2	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	140万円
	2 両耳の聴力が、40cm以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になったもの	
	3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になったもの	
	4 神経系統の機能、または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事ができないもの	
	5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服する事ができないもの	
	6 1手の母指および示指を失ったもの、または母指もしくは示指を含み3以上の手指を失ったもの	
	7 1手の5の手指、または母指および示指を含み4の手指の用を廃したもの	
	8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	11 両足の足指の全部の用を廃したもの	
	12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの	
	13 両側の睾丸を失ったもの	
3	1 1眼が失明、または1眼の視力が0.02以下になったもの	100万円
	2 脊柱に運動障害を残すもの	
	3 1手の母指を含み2の手指を失ったもの	
	4 1手の母指および示指、または母指もしくは示指を含み3以上の手指の用を廃したもの	
	5 1下肢を5cm以上短縮したもの	
	6 1上肢の三大関節中の1関節の用を廃したもの	
	7 1下肢の三大関節中の1関節の用を廃したもの	
	8 1下肢に仮関節を残すもの	
	9 1上肢に仮関節を残すもの	
	10 1足の足指の全部を失ったもの	
	11 脾臓または1側の腎臓を失ったもの	
	12 事故による慢性腎炎で週2回以上の人工透析（血液透析）を受け、身体障害者手帳で1級に認定されているもの	
4	1 両眼の視力が0.6以下になったもの	80万円
	2 1眼の視力が0.06以下になったもの	
	3 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	6 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの	
	7 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になったもの	
	8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する事ができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になったもの	
	9 1耳の聴力を全く失ったもの	
	10 神経系統の機能、または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	
	12 1手の母指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの、または母指および示指以外の3の手指を失ったもの	
	13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの	
	14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	15 1足の足指の全部の用を廃したもの	
	16 生殖器に著しい障害を残すもの	
5	1 1眼の視力が0.1以下になったもの	50万円
	2 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの	
	3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	4 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する事が困難である程度になったもの	
	5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解する事ができない程度になったもの	
	6 手の示指を失ったもの、また母指および示指以外の2の手指を失ったもの	
	7 1手の母指の用を廃したもの、示指を含み2の手指の用を廃したもの、または母指および示指以外の3の手指の用を廃したもの	
	8 1下肢を3cm以上短縮したもの	
	9 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	
	10 1上肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
	11 1下肢の三大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	
6	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	30万円
	2 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	3 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	
	4 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解する事ができない程度になったもの	
	5 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解する事ができない程度になったもの	
	6 脊柱に奇形を残すもの	
	7 1手の中指または薬指を失ったもの	
	8 1手の示指の用を廃したのまたは母指および示指以外の2の手指の用を廃したのもの	
	9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したのもの	
	10 胸腹部臓器に障害を残すもの	
	11 事故による慢性腎炎で週1回以上の人工透析（血液透析）を受け、身体障害者手帳で1級に認定されているもの	
7	事故により連続して8日以上入院した場合、1日目から180日の範囲内まで	2,000円/日
8	事故により連続して10日以上通院した場合、1日目から90日の範囲内まで。ただし、就業不能状態の日数を限度とする。 通院とは、事故により平常の生活または労務に従事することに支障をきたした期間内（就業不能状態）で、実際に医師の診断・治療を受けたことをいう。 したがって、治療を受けている場合でも、平常の生活または労務に支障のない程度に回復した以後の通院は見舞金の給付対象とはならない。	1,000円/日

視力は矯正視力をいう。（裸眼ではない） 後遺障害の認定は、役員会が指定した医師による